

●香川県告示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、平成19年香川県告示第529号（以下「告示」という。）で公示した内水面における区画漁業について、平成20年1月1日次のおり免許した。

平成20年1月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 漁業の種類 第二種区画漁業
- 2 免許番号 別表のとおりとする。
- 3 漁業の名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のとおりとする。
- 4 免許の存続期間 平成20年1月1日から平成21年3月31日まで
- 5 制限又は条件 告示のとおりとする。
- 6 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおりとする。

別表

免許番号	告示中の番号	漁場の区域 (池名又は河川名)	漁業権者	
			氏名又は名称	住所
内区第292号	1	新池	宮武 進	三豊市豊中町笠田笠岡2114番地3